

東京木工製作所労働争議ハ本年日午前四時合之場ニ於テ
另渡金見揚試ノ結果左記条件ヲ以テ町議解決ス
依シテ貴書ニ通作製シ双才各一通所持スルモノトス

解決条件 記

- 一 賃銀値下ヲ取消シ最低賃銀者三名ノ値上ハ年月末日迄保留シ十一月一日ヨリ値上スルコト
- 二 作業中従業員ノ服装ヲ齊シ必ス時間中ハ熱心ノ業ニ従事スルコト
- 三 従業員ハ三場主ノ指圖ニ従ヒ(監督者ニ同)送交セザルコト
- 四 之賃支拂ハ毎月二十日メ加翌月二日ニ支拂フコト
但シ本年十一月十二日ハ二十八日メ加翌前日三十一日ニ支拂フコト
- 五 工場主ハ労働争議其ノ他ノ苦甲トシテ従業員ニ対シ金一封支給スルコト
- 六 従業員ハ本日罷ノ工場ハ集合ハ解散スルコト

工場主 遊各幸道
従業員代表 佐藤真造
上 田賢治

労務第三八四一號
昭和七年十二月十三日

警視總監 藤沼左平

労働局長 山本達雄殿
局長 官殿

稲垣工業所東京支店労働争議ニ関ル件

(東京石工) 發生解決

要旨 待遇改善を願フ為ニ拒絶セラレ罷業ニ移リ其後要求書ヲ
提出東京石工組合新代表ヨリ交渉ノ結果町議解決ス

標記 件状状況ノ通

一 争議發生ノ場所 足立區立及野南所一三四。
二 事業主側

發生十二五 解決十二三
使用労働者一五
争議参加者二二
関係労働組合東京石工組合

11 21
4543